

● 出席停止期間

(学校保健安全法施行規則第18、19条)

第一種	第二種	第三種
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ以外) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹(三日ばしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他 (溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎等) *その他の感染症は、医師の判断や病状等により出席停止になる場合がある。
治癒するまで	それぞれ定められたとおり (下のめやす参照)	病状により医師が 感染の恐れがないと認めるまで

出席停止のめやす(第二種について)	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで